

平成27年10月1日から公務員共済、私学共済が厚生年金に統一されました

	共済年金（今まで）	厚生年金（これから）
年金の特例	厚生年金にはない職域加算の年金がある	公的年金は厚生年金だけ
被保険者の年齢制限	年齢制限なし（私学共済除く）	70歳まで
未支給年金の給付範囲	遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人	死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は甥姪など ※未支給年金とは、受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払われます
老齢給付の在職支給停止	退職共済年金受給者が共済組合員となった場合（賃金+年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。職域加算部分は支給停止	老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金+年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・65歳以降は（賃金+年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
障害給付の支給要件	保険料納付要件なし	保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要。 保険料免除期間とは国民年金の第1号被保険者（自営業者等）が申請により保険料の納付を免除された期間です
遺族年金の転給	先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される）	先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる） 遺族年金の受給順位……年金を受給できる遺族の順位のこと で、次の通りとなります 1. 配偶者（妻又は夫）及び子 2. 父母 3. 孫 4. 祖父母
保険料率	公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一されます	厚生年金は平成29年に18.3%となる
保険料及び給付額の算定基礎	「手当率制」 給付額の算定基礎＝給料月額×1.25	「標準報酬制」 毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を原則、年1回決定（「定時決定」という）します。これをその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料等の算定基礎とする仕組みです。定時決定の他に、定期昇給等で報酬が大きく変動した場合には標準報酬月額を改定する「随時改定」等があります。また、賞与等の額を基に、「標準賞与額等」を決定します。

職域加算の廃止に伴い、共済年金に新たに「年金払い退職給付」が創設されました

- ① 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能））
- ② 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- ③ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
- ④ 財政運営は積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限が定められました（労使あわせて1.5%（折半負担））
 ※ キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み
- ⑤ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給
- ⑥ 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入
- ⑦ 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定